

超ウラン核種を含む放射性廃棄物処理処分への取組みについて
(案)

平成12年4月11日
原子力委員会決定

1. 当委員会は、原子力バックエンド対策専門部会(以下、「専門部会」)から、超ウラン核種を含む放射性廃棄物処理処分の基本的考え方について、調査審議結果の報告を受けました。

専門部会は、各界各層の有識者で構成され、技術的・制度的事項に関して幅広い調査審議を1年4ヶ月にわたり行い、報告書の取りまとめに当たっては、報告書案に対し国民の方々から広く意見を募集しました。

2. 当該廃棄物処理処分の具体化を図るに当たっては、安全な処分方策、処分事業の実施体制、安全確保に係る関係法令の整備の進め方、実施スケジュールなどの事項について方針が明確である必要があります。専門部会報告書では、これら必要な事項が網羅され、基本的な考え方が適切に取りまとめられています。今後、再処理事業者、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、(社)日本アイソトープ協会、電気事業者等の関係機関においては、専門部会報告書を尊重し、十分な連携の下に、六ヶ所再処理施設の運転開始時期等を踏まえ、実施体制の検討など処分の実施に向けて積極的に取り組むことが必要です。また、安全規制の基本的考え方、安全基準の策定、関係法令の整備等所要の措置が講じられることを期待します。さらに、放射性廃棄物処分について国民の理解を得るため、的確で分かりやすい情報を積極的に提供し、説明していくことが必要です。

3. 当委員会は、こうしたそれぞれの施策が総合的に進められることが重要であると考えており、関係者より適宜報告を受けることにより状況を的確に把握していきます。